

法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和8年3月2日認可した。

令和8年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第95号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 908 番 3 から	変更前		最大 11.0 最小 9.9	33.8	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村舟橋 263 番 1 まで	変更後		最大 16.4 最小 9.9	33.8	
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町横江字西 木ノ下 5 番 2 から	変更前		最大 9.1 最小 6.8	81.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町横江字東 木ノ下 90 番 2 まで	変更後		最大 9.0 最小 7.5	81.5	
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町坂井沢 152 番 2 から	変更前		最大 29.1 最小 6.7	654.2	富山土木 センター 立山土木 事務所

	中新川郡立山町坂井沢 371番2まで	変更後		最大 46.8 最小 15.1	654.2	
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町田添字中 屋敷田54番4から	変更前		最大 32.2 最小 6.9	245.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町田添字平 田11番5まで	変更後		最大 39.2 最小 6.9	245.0	
県道 立山水橋線	中新川郡立山町日俣字柿 木沢割48番2から	変更前		最大 18.2 最小 8.9	142.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町前沢字大 石3435番2まで	変更後		最大 20.5 最小 9.1	142.0	

富山県告示第96号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町横江字西木ノ下5番 2から 中新川郡立山町横江字東木ノ下90番 2まで	令和8年3月9日	富山土木 センター 立山土木 事務所

監査対象箇所		監 査 年 月 日
商工労働部	計 量 検 定 所	令和8年1月27日
教育委員会	富 山 工 業 高 等 学 校	令和8年1月27日
同	富 山 商 業 高 等 学 校	令和8年1月29日
同	富 山 い ず み 高 等 学 校	令和8年1月27日
同	富 山 東 高 等 学 校	令和8年1月23日
同	富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和8年1月23日
公安委員会	滑 川 警 察 署	令和8年1月23日
同	富 山 中 央 警 察 署	令和8年1月27日

2 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- イ 契約条項違反があった。
- ウ 交通事故による損害が生じた。
- エ 施設管理事故による損害賠償があった。
- オ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。
- カ 事故による損害賠償があつた。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

令和7年12月8日付けで公表した監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月9日

富山県監査委員 奥 野 詠 子
富山県監査委員 井 上 学
富山県監査委員 田 中 篤 人
富山県監査委員 高 橋 正 樹

(通知文)

財 第 108 号
令和8年2月6日

富山県監査委員 奥 野 詠 子 殿
富山県監査委員 井 上 学 殿
富山県監査委員 田 中 篤 人 殿
富山県監査委員 高 橋 正 樹 殿

富山県知事 新 田 八 朗

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年11月28日付け監委第57号で報告のあった監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(事務担当：経営管理部財政課調査係)

(別紙) 監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	機 関 名	措 置 の 内 容
期限延長（事故繰越）手続き漏れによる国庫補助金の返還が生じた。	道路課	国庫補助金の当年度執行額及び翌年度繰越額を確定させるにあたって出先機関が作成する資料（契約一覧表）に工期及び検査日の項目を追加する。
施設管理事故による損害賠償があった。	富山土木センター	事故発生後、直ちに事故現場のくぼみ等の補修などの管理を行った。 今後とも、道路パトロールに加え道路情報を収集するとともに、より注視、観察を強化し、路面異常の早期発見、対応に努める。

